

## 新旧対照表（技術指針）

現 行			改 定		
第1章～第4章（略）			第1章～第4章（現行に同じ。）		
別図（略）			別図（現行に同じ。）		
別表1（略）			別表1（現行に同じ。）		
別表2 影響要因			別表2 影響要因		
対象事業	工 事	存在・供用	対象事業	工 事	存在・供用
(略)			(現行に同じ。)		
			(12) 太陽電池発電所	工事用資材等の搬出入 建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び 施設の存在 施設の稼働
(12) 廃棄物処理施設 (最終処分場)	(略)		(13) 廃棄物処理施設 (最終処分場)	(現行に同じ。)	
(13) 廃棄物処理施設 (一般及び産業廃棄物焼却施設)			(14) 廃棄物処理施設 (一般及び産業廃棄物焼却施設)		
(14) 廃棄物処理施設 (し尿処理施設)			(15) 廃棄物処理施設 (し尿処理施設)		
(15) 公有水面の埋立て又は干拓			(16) 公有水面の埋立て又は干拓		
(16) 土地区画整理事業			(17) 土地区画整理事業		
(17) 住宅団地の造成			(18) 住宅団地の造成		
(18) 工業団地の造成			(19) 工業団地の造成		
(19) 流通業務団地の造成			(20) 流通業務団地の造成		
(20) スポーツ・レクリエーション施設等			(21) スポーツ・レクリエーション施設等		
(21) ゴルフコース			(22) ゴルフコース		
(22) 下水道の終末処理場			(23) 下水道の終末処理場		
(23) 工場又は事業場			(24) 工場又は事業場		
(24) 土石等の採取の事業			(25) 土石等の採取の事業		
(25) 大規模建築物の新築			(26) 大規模建築物の新築		
(26) 墓地又は墓園の建設			(27) 墓地又は墓園の建設		
(27) 複合開発用地の造成			(28) 複合開発用地の造成		

現 行				改 定					
別表3 環境要素				別表3 環境要素					
大項目	中項目	小項目	細項目	大項目	中項目	小項目	細項目		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	1 環境基準設定項目 <u>二酸化硫黄, 二酸化窒素, 一酸化炭素, 浮遊粒子状物質, 光化学オキシダント, ベンゼン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン</u> 2 大気汚染防止法施行令規定項目 <u>いおう酸化物, ばいじん, 一般粉じん, 石綿, カドミウム及びその化合物, 塩素, 塩化水素, 弗素, 弗化水素, 弗化珪素, 鉛及びその化合物, 窒素酸化物, 炭化水素, 粒子状物質, ダイオキシン類</u>  3 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則規定項目 <u>アンモニア, 弗素及びその化合物, シアン及びその化合物, 一酸化炭素, ホルムアルデヒド, 硫化水素, 塩化水素, 二酸化窒素, 二酸化硫黄, 塩素, 二硫化炭素, フェノール, 硫酸(三酸化硫黄含む), 黄燐, 鉛及びその化合物, アセトアルデヒド</u> 4 その他必要な項目 非メタン炭化水素等	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	1 環境基準設定項目 <u>(削除)</u>  2 大気汚染防止法に基づく排出基準規定項目 <u>(削除)</u>  3 大気汚染防止法に基づき規定されている自動車排出ガス  4 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排出基準規定項目 <u>(削除)</u>  5 その他必要な項目 <u>一般粉じん, 石綿, 非メタン炭化水素等</u>		
			騒音				騒音レベル, 低周波音(音圧レベル)	騒音	(現行に同じ。)
			振動				振動レベル	振動	(現行に同じ。)
			悪臭				1 悪臭防止法施行令に規定されている項目 <u>アンモニア, メチルメルカプタン, 硫化水素, 硫化メチル, 二硫化メチル, トリメチルアミン, アセトアルデヒド, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレールアルデヒド, イソバレールアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, スチレン, キシレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸</u> 2 その他の必要な項目 臭気濃度, 臭気強度, 臭気指数等	悪臭	1 悪臭防止法に基づき規定されている特定悪臭物質 <u>(削除)</u>  2 その他の必要な項目 臭気濃度, 臭気強度, 臭気指数等
水環境	水質	水質	1 環境基準設定項目 (1) 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目) <u>水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質, ノルマルヘキサン抽出物質(油分等), 全窒素, 全燐, 溶存酸素量, 大腸菌群数</u> (2) 人の健康の保護に関する項目(健康項目) <u>カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラ</u>	水環境	水質	水質	1 環境基準設定項目 (1) 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目) <u>(削除)</u>  (2) 人の健康の保護に関する項目(健康項目) <u>(削除)</u>		

現 行				改 定					
大項目	中項目	小項目	細項目	大項目	中項目	小項目	細項目		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	水環境	水質	<p><u>クロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ぼう素</u></p> <p>2 水質汚濁防止法に基づく排水基準規定項目(1以外) <u>フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム</u></p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準規定項目(1,2以外) <u>水温, 外観, 透視度, 臭気</u></p> <p>4 その他必要な項目 陰イオン界面活性剤, アンモニア性窒素, <u>燐酸態磷, ダイオキシソ類</u>, 農薬成分, 温排水, 濁度, 透明度, 塩素イオン, 塩分, 有害物質, 富栄養化等</p>	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	水環境	水質	<p>(3) <u>ダイオキシソ類</u></p> <p>2 水質汚濁防止法に基づく排水基準規定項目 <u>(削除)</u></p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準規定項目 <u>(削除)</u></p> <p>4 その他必要な項目 陰イオン界面活性剤, アンモニア性窒素, <u>燐酸態磷, (削除)農薬成分</u>, 温排水, 濁度, 透明度, 塩素イオン, 塩分, 有害物質, 富栄養化等</p>		
			底質				<p>1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準に規定されている項目</p> <p>2 <u>水底土砂に係る判定基準項目</u></p> <p>3 その他必要な項目 水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 全窒素, 全磷, <u>ダイオキシソ類</u>, 含水率, 硫化物, 酸化還元電位, 強熱減量, ノルマルヘキサン抽出物(油分等), 色相, 臭気, 泥温, 粒度組成等</p>	底質	<p>1 環境基準設定項目(<u>ダイオキシソ類</u>)</p> <p>2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(<u>削除</u>)に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準に規定されている項目 <u>(削除)</u></p> <p>3 その他必要な項目 水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 全窒素, 全磷, (<u>削除</u>)含水率, 硫化物, 酸化還元電位, 強熱減量, ノルマルヘキサン抽出物(油分等), 色相, 臭気, 泥温, 粒度組成等</p>
			地下水汚染				<p>1 地下水の水質基準に係る環境基準設定項目 <u>水質の1の(2)に同じ</u></p> <p>2 その他必要な項目 一般細菌, 大腸菌群, 過マンガン酸カリウム消費量, 水素イオン濃度, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素, 水温, 色度, 臭気, 味, 濁度, 塩素イオン濃度, 地下水の水位等</p>	地下水汚染	<p>1 地下水の水質基準に係る環境基準設定項目 <u>(削除)</u></p> <p>2 その他必要な項目 一般細菌, 大腸菌群, 過マンガン酸カリウム消費量, 水素イオン濃度, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素, 水温, 色度, 臭気, 味, 濁度, 塩素イオン濃度, 地下水の水位等</p>
	水象	(略)	水象	(現行に同じ。)					
	土壌環境	地形・地質	(略)	地形・地質	(現行に同じ。)				
		地盤沈下	(略)	地盤沈下	(現行に同じ。)				
		土壌汚染	<p>1 環境基準設定項目 <u>水質の1の(2)の項目, 有機磷, 銅</u></p> <p>2 その他必要な項目 <u>ダイオキシソ類, 重金属等土壌汚染物質</u></p>	土壌汚染	<p>1 環境基準設定項目 <u>(削除)</u></p> <p>2 その他必要な項目 <u>(削除)重金属等土壌汚染物質</u></p>				
	その他の環境	<p>日照障害:日照の状況*</p> <p>電波障害:テレビジョン電波受信障害の状況</p> <p>風害:風向, 風速, 気温</p>	その他の環境	<p>日照障害:日照の状況*</p> <p>電波障害:テレビジョン電波受信障害の状況</p> <p>風害:風向, 風速, 気温</p> <p><u>反射光:反射光の状況</u></p>					



現 行					改 定				
別表5 調査・予測の手法					別表5 調査・予測の手法				
環境要素	調 査				環境要素	調 査			
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等		調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
(略)					(現行に同じ。)				
地形・地質	<p>1 地形及び地質の概況 地形の起伏の状態及び傾斜区分等 表層地質の区分及び地質構造、必要に応じ深層地質</p> <p>2 土地の安定性 地滑り地形及び不安定土砂等の危険箇所の把握及び災害履歴の把握</p> <p>3 重要な地形及び地質の分布、状況及び特性 (1) 地形の状況(標高、水系、傾斜度等) (2) 地質の状況(地質構造等) (3) 特異な地形・地質(学術上特筆すべき地形・地質)及び自然現象(湧水、間欠泉、樹水等)の分布と特性</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 特異な自然現象について現地調査を行う場合は、その変動特性を考慮して調査時期及び頻度を設定する。 調査結果の整理及び解析は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 地質図及びボーリング結果等の図示と特性の解析 2 特異な地形・地質及び自然現象の分布状況の図示と特性の解析 3 必要に応じ実施したボーリング等の調査結果の特性及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質又は土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	地形・地質	<p>1 地形及び地質の概況 地形の起伏の状態及び傾斜区分等 表層地質の区分及び地質構造、必要に応じ深層地質</p> <p>2 重要な地形及び地質の分布、状況及び特性 (1) 地形の状況(標高、水系、傾斜度等) (2) 地質の状況(地質構造等) (3) 特異な地形・地質(学術上特筆すべき地形・地質)及び自然現象(湧水、間欠泉、樹水等)の分布と特性</p> <p>3 土地の安定性 (1) 土地の安定性の状況(地形、地質及び表層の土壌) (2) 地滑り地形及び不安定土砂等の危険箇所の把握及び災害履歴の把握</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 <u>土地の安定性に係る現地調査は、聞き取り調査あるいは地形調査(測量、空中写真等)、地質調査(現地踏査又はボーリング調査、必要に応じて力学試験等)、その他適切な方法から選定した方法により行う。</u> 特異な自然現象について現地調査を行う場合は、その変動特性を考慮して調査時期及び頻度を設定する。 調査結果の整理及び解析は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 地質図、地形分類図、土地利用現況図、土壌図、測量図、写真、ボーリング結果等の図示と特性の解析 2 特異な地形・地質及び自然現象の分布状況の図示と特性の解析 3 必要に応じて実施したボーリング等の調査結果の特性及び解析</p>	<p>調査地域は、対象事業の実施を予定している区域及びその周辺の区域とする。</p> <p>調査地点は、地形及び地質の特性を踏まえて、調査地域における重要な地形及び地質又は土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p>	<p>地形及び地質の特性を踏まえて、調査地域における重要な地形及び地質又は土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>
(略)					(現行に同じ。)				

現 行					改 定				
環境要素	予 測				環境要素	予 測			
	予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等		予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
地形・地質	<p>予測項目は、学術的価値の高いもの、天然記念物に指定されているもの等の特殊な地形・地質等の消滅の有無及び改変の程度とする。</p> <p>予測方法は、対象事業の計画の内容及び改変の程度を把握することにより行う。表流水及び水脈の枯渇等の間接的影響についても、既存事例の引用又は解析等により行う。</p>	<p>調査地域の範囲に準じて設定する。</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>		<p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	地形・地質	<p><u>1 重要な地形及び地質</u></p> <p>予測項目は、学術的価値の高いもの、天然記念物に指定されているもの等の特殊な地形・地質等の消滅の有無及び改変の程度とする。</p> <p>予測方法は、対象事業の計画の内容及び改変の程度を把握することにより行う。</p> <p>表流水及び水脈の枯渇等の間接的影響についても、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p><u>2 土地の安定性</u></p> <p>予測項目は、土地の安定性の程度とする。</p> <p>予測方法は、<u>表層土壌や地質の改変の程度の状況を踏まえ、円弧滑り計算といった斜面安定解析等の土質工学的手法により行う。</u></p>	<p>調査地域の範囲に準じて設定する。</p> <p><u>1 重要な地形及び地質</u></p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p><u>2 土地の安定性</u></p> <p><u>地形改変等の程度及びその分布を勘案し、調査地域のうち、斜面造成又は樹木の伐採による地形崩壊、土砂流出等の影響を受けるおそれがあると認められる地域</u></p>		<p><u>1 重要な地形及び地質</u></p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p><u>2 土地の安定性</u></p> <p><u>供用開始後において、予測点の土地の安定性に変化が起きやすいと考えられる時期</u></p>
	(略)					(現行に同じ。)			

現 行		改 定			
(追加)		調 査			
		調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等
	反射光	1 土地利用の状況 2 地形の状況	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	土地利用及び地形の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けると認められる地域	土地利用及び地形の状況を適切に把握することができる時期
(追加)		予 測			
		予測の内容及び手法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
	反射光	反射光の状況の変化 1 到達範囲及び継続時間数の図等による推計 2 その他適切な方法による推計	調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて環境影響を受けるおそれがあると認められる地域		反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

現 行					改 定					
環境要素	調 査				環境要素	調 査				
	調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等		調査の内容	調査の方法	調査地域及び地点	調査期間等	
(略)					(現行に同じ。)					
廃棄物等	原則として調査は実施しない。				廃棄物等	(現行に同じ。)				
(略)					(現行に同じ。)					
環境要素	予 測			環境要素	予 測			環境要素	予 測	
	予測の内容及び手法	予測地域	予測対象時期等		予測の内容及び手法	予測地域	予測対象時期等		予測の内容及び手法	予測地域
廃棄物等	対象事業のための工事や事業実施後の工場及び事業場等における事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生の状況の把握	対象事業の実施を予定している区域	<u>事業活動が定常状態となる時期若しくは工事期間中のいずれか適切な時期</u>	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	<u>事業計画等を踏まえて、廃棄物等に係る環境影響を的確に把握できる時期</u>	(現行に同じ。)			
(略)					(現行に同じ。)					